

都城市立小松原中学校

部活動の在り方に関する方針

都城市立小松原中学校

令和5年4月

1 小松原中学校の部活動の方針

都城市立小松原中学校の部活動の在り方に関する方針(以下、「部活動の方針」という。)は、本校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになる。
- ・ 文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようになる。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。文化部顧問もこれに準ずる。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力の向上・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養日を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるような指導を行う。

ウ 文化部顧問においては、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部顧問は、中央競技団体等が作成する「運動部(文化部)活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア～ウに基づく指導を行う。

オ 部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における心と体の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

ア 週当たり2日以上¹の休養日【平日(※原則水曜日)は少なくとも1日(リフレッシュデー)、週末は少なくとも1日以上】を設ける。※ 週末は土曜日及び日曜日を指す。

イ 第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。ただし、家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 中間テスト3日前、期末テスト・学年末テスト4日前、及びテスト期間中の練習は原則として練習を行わない。ただし、テスト終了後1週間以内に大会がある場合は、学校長の許可を得た上で保護者の了解をもらい、1時間程度の練習をすることができる。練習時間については、その期間の下校時間を超えてはならない。 ※必ず職員会で報告することとする。

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。なお、学校閉庁日は原則として休養日とする。

③ 1日の活動時間

ア 長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 部活動の下校時刻は、下の表の通りとする。ただし、試合前など練習時間を延長する場合、学校長の許可を得た上で保護者の了解をもらい、一定時間延長することができる。また、日没後は、保護者送迎とする。

時期	活動終了時刻	下校完了時刻	週末・祝日
始業式～都城地区中学校秋季体育大会	18:45	19:00	18:00
都城地区中学校秋季体育大会～宮崎県中学校秋季体育大会	18:15	18:30	18:00
宮崎県中学校秋季体育大会～1月31日	17:45	18:00	17:30
2月1日～修了式	18:15	18:30	17:30

※ 夏季・冬季・春季休業については別途計画で行う。

4 部活動運営に関する規定

① 入退部について

ア 年度始めに入部願いを提出し、許可されたものは4月～次の年3月までの活動ができる。

イ 1年生については、5月1日を正式入部とするが、入部届けを提出した時点で正式入部とする。仮入部(4月中)を希望する生徒は、顧問の許可を得て部活動への参加を認める。ただし、4月中の1年生の活動時間は18:00までとする。

ウ 休・退部については、本人・保護者・部顧問・学級担任と相談の上、許可される。許可なしに休・退部することはできない。また転部の場合は、退部願いと新しい部への入部願いを提出する。

② 活動および部活動生の生活について

- ア 徒歩通学生の自転車の利用については、必要に応じて(週末・休日等)その利用を許可する。その際、自転車通学生と同様のきまりを守り、ヘルメットを必ず着用する。
- イ 部活動中の飲食は禁止とする。また、買い食いは絶対にしてはならない。昼食が必要な日は、弁当を持参するか自宅で済ませてから参加する。(保護者からの差し入れについては、顧問の許可で飲食できる。) ※菓子類の差し入れについては不可とする。
- ウ 部活動顧問不在時の練習は、中止を原則とする。ただし、他の顧問が監督を依頼され、それを受理し、管理者がいる場合においては、部顧問の指示に従って練習することができる。
- エ 校則をしっかりと守って部活動に参加するが、校則を違反した者が部員にいた場合は部活動顧問会(以下「部顧問会」という。)で審議し、部活動を中止することもある。部活動中止期間(奉仕作業)は3日間以上とする。特に、眉に手を入れる・髪を染める・脱色等違反のある生徒については、次の対外試合等への出場を停止することもある。また、万引き、窃盗、暴力、その他の非行があった場合においても、休部または対外試合等への出場を停止することもある。その場合、部顧問会で審議し学校長が決定する。
- オ 中学校秋季体育大会にその競技における団体戦に出場できない(複数合同や他の生徒の助っ人での出場も対象)年が2年間続きそうな場合(5月1日時点で定数を満たしていない)、その部の活動は総体までとし、総体後は転部を勧める。また、その対象となる部は次年度の4月に新入部員の勧誘を行わないものとする。なお、募集停止については、審議し決定する。

5 部活動の方針策定について

- (1) 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)を作成する。また、月毎の活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、上記(2)の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (4) 校長は、活動方針及び活動計画等について、教職員評価制度のフィードバックや学校評価、学校運営協議会等において、年度末に評価を実施する。

6 部活動(運動部・文化部)の組織

部活動の組織は、本校全職員で分担し、学校教育の一環として教育課程との関連を図る。校長は、その総括責任者として、部活動の運営状況を把握することとする。

部 活 動 名	顧問(○主)
軟式野球部	○川越 雄大
男子ハンドボール部	○田畑 越朗・宮里 聖
女子バレーボール部	○松川 雄飛・加藤 慎一
男子卓球部	○隈本 高太郎・(大塚 洋樹)
女子ソフトテニス部	○朝倉 大聖・金丸 靖臣
男子バスケットボール部	○瀧崎 佑太・廣山 佳子
女子バスケットボール部	○有吉 剛信・廣山 佳子
吹奏楽部	○河野 アヤ・立元 瑛